

福井県報

号外第22号
令和7年
3月5日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

公安委員会規則

※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則（1・警務課）…………… 2

公安委員会規則

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月5日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第1号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分課) 第2条 部に次の課、隊および所を置く。 (1) 警務部 (略) 情報技術企画課 機動警察隊 (2) 生活安全部 (略) サイバー犯罪対策課 (3) 刑事部 (略) 組織犯罪対策課 捜査支援分析課 鑑識課 科学捜査研究所 (4) 交通部 (略) 運転免許課 高速道路交通警察隊 (5) (略) (警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(分課) 第2条 部に次の課、隊および所を置く。 (1) 警務部 (略) 情報技術企画課 (2) 生活安全部 (略) サイバー犯罪対策課 地域機動警察隊 (3) 刑事部 (略) 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所 機動捜査隊 (4) 交通部 (略) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 (5) (略) (警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p>

(1)~(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

2・3 (略)

4 警務課に、人材育成室を置き、第1項第14号および第15号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課)

第6条 (略)

2 会計課に、施設管理室を置き、前項第2号および第5号に掲げる事務をつかさどる。

3 会計課に、監査室を置き、第1項第3号および第4号に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課)

第7条 (略)

(監察課)

第8条 (略)

(留置管理課)

第9条 (略)

(情報技術企画課)

第10条 (略)

(機動警察隊)

第11条 機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。

(2) 事件・事故発生時の初動措置に関すること。

(3) 交通の指導および取締りに関すること。

(4) 緊急配備その他必要な事件捜査の処理に関すること。

(5) 警察署の業務支援に関すること。

(生活安全企画課)

第12条 (略)

2 生活安全企画課に、生活安全許認可センター室を置き、前項第7号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

(地域指導課)

第13条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(1)~(14) (略)

(15) 通訳業務に関すること。

(16) (略)

(17) (略)

2・3 (略)

4 警務課に、人材育成室を置き、第1項第14号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

第6条 削除

(会計課)

第7条 (略)

2 会計課に、監査室を置き、前項第3号および第4号に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課)

第8条 (略)

(監察課)

第9条 (略)

(留置管理課)

第10条 (略)

(情報技術企画課)

第11条 (略)

(生活安全企画課)

第12条 (略)

2 生活安全企画課に、許可等事務担当室を置き、前項第7号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

(地域指導課)

第13条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 水上警察に関すること。

(4) 警ら用無線自動車（機動警察隊の分掌に属するものを除く。）および小型警ら車の運用に関すること。

(5) 警察用船舶の運用に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(サイバー犯罪対策課)

第17条 (略)

(刑事企画課)

第18条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 通訳業務に関すること。

(7) (略)

(捜査第一課)

第19条 (略)

(捜査第二課)

第20条 (略)

(組織犯罪対策課)

第21条 (略)

(3) 警ら用無線自動車（地域機動警察隊の分掌に属するものを除く。）および小型警ら車の運用に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(サイバー犯罪対策課)

第17条 (略)

(地域機動警察隊)

第18条 地域機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。

(2) 事件・事故発生時の初動措置に関すること。

(3) 水上警察に関すること。

(4) 警察用船舶の運用に関すること。

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 犯罪統計に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報分析の支援に関すること。

(7) (略)

(8) 手口捜査に関すること。

(9) 刑事日報に関すること。

(10) (略)

(捜査第一課)

第20条 (略)

(捜査第二課)

第21条 (略)

(組織犯罪対策課)

第22条 (略)

(捜査支援分析課)

第22条 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪統計に関すること。
- (2) 情報分析の支援に関すること。
- (3) 手口捜査に関すること。
- (4) 刑事日報に関すること。
- (5) 捜査支援に関すること。

(鑑識課)

第23条 (略)

第25条 削除

(交通指導課)

第27条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) 自転車その他小型モビリティ対策に関すること。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 (略)

第30条 削除

(鑑識課)

第23条 (略)

(機動捜査隊)

第25条 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動捜査に関すること。
- (2) 事件発生時の初動捜査に関すること。

(交通指導課)

第27条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 (略)

(交通機動隊)

第30条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の指導および取締りに関すること。
- (2) 交通事故発生時の初動措置に関すること。
- (3) ひき逃げ事件の捜査に関すること。
- (4) 緊急配備その他必要な警察事務の処理に関すること。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

